

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 関東甲信工事事務局入札監視委員会
 (第12回定例会 持回り開催) 審議概要

開催日及び場所		新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入札監視委員会議事運営要領第2条第1項により、定例会議を書類の回議をもって会議に替えることで開催(令和3年7月30日委員会終了)	
出席委員		村瀬 均(弁護士) 佐藤 典良(元会計検査院事務総長官房審議官) 谷 和夫(東京海洋大学学術研究院教授)	
審議対象期間		令和2年10月1日 ~ 令和3年3月31日	
工事	抽出案件	件数 1件	(備考)
	一般競争入札方式(政府調達協定適用対象)	中央新幹線、風越山トンネル(上郷)	
役務	抽出案件	件数 1件	
	簡易公募型競争入札方式に準じる方式	成島保守基地詳細設計他	
物品等	抽出案件	件数 1件	
	一般競争入札方式(総合評価)	自動車の賃貸借(5人乗り乗用車(A))	
高落札率契約	抽出案件	件数 0件	
		意見・質問	回答
委員からの意見・質問・それに対する回答等		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

別紙（工事）

	意見・質問	回 答
1	<p>一般競争入札方式（政府調達協定適用対象） 「中央新幹線、風越山トンネル（上郷）」</p> <p>① 落札者の手持ち工事として「中央新幹線、中央アルプストンネル（尾越）」がありますが、同工事の進捗状況は順調なのでしょうか。 同時期に同工事と「中央新幹線、風越山トンネル（上郷）」という大規模な二つの工事を担当することに工程上支障が生じるといったことはないのでしょうか。</p> <p>② すべての入札価格は調査基準価格をかなり下回っていて、落札率は 57.2%と低くなっている。本件のような大規模・長期工事では異例だと思われるが、特別な事情があったのでしょうか。</p> <p>③ 工事の品質向上や施工管理に係る加算点は、入札に参加した 5 業者とも 10 点満点です。一方、最近のシールド工事では土砂の取り込み過剰による陥没事故が複数個所で発生しています。技術点の評価では、当該技術に係る最近かつ喫緊に対処すべき課題が考慮されているのでしょうか。 また、過度なコスト縮減により安全対策が蔑ろになっていないかについて、確認はされているのでしょうか。</p>	<p>① ご指摘の工事の進捗に支障は生じておりません。また、両工事の配置技術者は重複しておらず、それぞれの施工実績や経験についても問題ないことを確認しておりますので、当該落札者が両工事を請け負っていることをもって、工程上支障が生じることはないものと考えております。</p> <p>② 大規模なシールドトンネル工事においては、セグメント等の資機材が工事価格に占める割合が高く、その実質的な調達価格によって契約額が下がる可能性があることから、低入札であってもその理由が資機材の調達価格の低減にあり、一方、それ以外の価格が標準的なものであれば、施工体制及び品質の確保の実効性は問題ないと思われることから、本件においては施工体制確認型の適用を除外いたしました。 実際、本件においては入札額において資機材の調達価格が抑えられたことから落札率も低くなったものです。なお、低入札の理由は、提出された入札金額内訳書及びヒアリングにより確認しております。</p> <p>③ 陥没事故の観点からは、シールドトンネル施工に伴う地表面沈下及び地表面陥没による工程遅延リスクに対応するための施工計画上の工夫について、技術提案を求めています。 また、安全対策及び掘削方法についても確認し評価しております。</p>

別紙（役務）

	意見・質問	回 答
1	<p>簡易公募型競争入札方式に準じる方式 「成島保守基地詳細設計他」</p> <p>該当なし</p>	

別紙（物品等）

	意見・質問	回答
1	<p>一般競争入札方式（総合評価） 「自動車の賃貸借（5人乗り乗用車（A）」</p> <p>① 提案車種の燃費値がグリーン購入法の自動車の基準に適合すべきという条件は、今回が初めてなのでしょうか。 他の契約において、同様の理由で不適合とされた例はないのでしょうか。</p> <p>② 「性能等証明書の審査」において、グリーン購入法の自動車の基準に適合していないため、3者のうち2者は不合格となっているが、同基準は事業者には十分周知されているものですか。また、不合格となった2者には、同基準に適合する車種はなかったのでしょうか。</p> <p>③ 3者のうち2者が、性能証明に係り不適合になっています。仕様書の記載が分かりにくいとか、または誤解を与え易いなどの問題はなかったのでしょうか。 不適合を減らすための工夫は検討されているのでしょうか。</p>	<p>① 今回が初めてではございません。国等と同様、当機構では以前よりグリーン購入法に基づき調達しております。 当局の自動車賃貸借契約において、同様の理由で不適合となった例は、本件の他に2件ございました。</p> <p>② 仕様書には当該基準に適合することが条件である旨明記しており、また、不合格となった2者は、過去に本件と同様の入札参加条件のもと、当機構との自動車賃貸借契約を締結した実績もあることから、当該基準について十分に承知していたものと思われます。 不合格となった2者に、同基準に適合する車種がなかったという訳ではございません。</p> <p>③ 仕様書には当該基準に適合することが条件である旨明記しており、仕様書の記載が分かりにくい等の問題はなかったものと思われます。 不適合を一層減らすための工夫として、その後の調達から、上記基準の抜粋を入札資料に加え、入札参加者に注意を促しております。</p>

別紙（その他）

	意見・質問	回答
1	<p>工事、役務、物品等の全体審議 橋りょう工事2件は、落札金額が調査基準価格を下回り、いずれも85.2%の落札率であるが、低入札価格調査の対象とはならないのですか。</p>	<p>ご指摘の工事2件の契約方式は、入札時VE方式であり、VE提案反映価格（入札価格+VE提案低減額）と調査基準価格を比較し、調査基準価格を下回った場合に低入札調査対象者であると判定しております。当該工事2件においては、いずれもVE提案反映価格が調査基準価格を上回っており、低入札調査対象者ではございませんでした。</p>
2	<p>高落札率契約の全体審議 該当なし</p>	
3	<p>一定規模以上の取引関係を有する法人との契約の全体審議 該当なし</p>	
4	<p>その他 該当なし</p>	